

北海道教育委員会 公報

令和5年(2023年)
3月31日(金曜日)

第6296号

目次

教育委員会規則

- 義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則……………4
- 北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………5
- 指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………5
- 北海道立教育研究所管理規則の一部を改正する教育委員会規則……………5
- 博物館法の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則……………9
- 北海道教育委員会傍聴規則の一部を改正する教育委員会規則……………16
- 個人情報保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則……………21
- 北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………58

教育長訓令

- 北海道教育庁職員服務規程及び研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程の一部を改正する教育長訓令……………58
- 教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令……………59
- 所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令……………59
- 道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令……………60
- 居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令……………60

告示

- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報に関する告示の廃止について……………60
- 教育職員免許状の失効について……………60

公布された教育委員会規則のあらまし

◆義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第3号)

1 趣旨

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴い、公立の小学校等の学級編制の標準に関し、所要の改正を行うために、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

令和3年4月に施行された改正公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、公立の小学校等の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げることとなったことから、令和5年度においては、小学校第4学年を引き下げることとした(別表関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則関係)。

◆北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第4号)

1 趣旨

地方公務員法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

再任用短時間勤務職員に係る規定の整備を行うこととした(第2条関係)。

3 施行期日等

(1) この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則第1項関係)。

(2) 暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置を定めることとした(附則第2項関係)。

◆指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第5号)

1 趣旨

地方公務員法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定す

ることとした。

2 内容

再任用職員に係る規定の整備を行うこととした(第2条関係)。

3 施行期日等

(1) この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則第1項関係)。

(2) 暫定再任用職員に関する経過措置を定めることとした(附則第2項関係)。

◆北海道立教育研究所管理規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第6号)

1 趣旨

北海道立教育研究所の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

北海道立教育研究所の組織に関し、次のとおり改めることとした。

(1) 部に新たに担当部長を設置すること(第2条関係)。

(2) 人材育成部、教育課題研究部及び学力向上調査部を設置すること(第3条関係)。

(3) 附属施設を廃止すること(第4条関係)。

(4) 部の所掌事務を整理すること(第5条から第8条まで関係)。

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則関係)。

◆博物館法の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則(教育委員会規則第7号)

1 趣旨

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係教育委員会規則の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 博物館の登録に関する規則の一部改正

ア 題名を「博物館の登録等に関する規則」に改めることとした。

イ 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)の博物館に相当する施設(以下「指定施設」という。)に関し必要な事項について定めることとした(第1条関係)。

ウ 博物館の登録申請書に添付すべき書類を定めることとした(第2条第2項及び第3項関係)。

エ 博物館の体制、職員、施設及び設備に関する基準を定めることとした(第3条から第5条まで関係)。

オ 指定施設の指定申請書に添付すべき書類を定めることとした(第10条関係)。

カ 指定施設の体制、職員、施設及び設備に関する基準を定めることとした(第11条から第13条まで関係)。

キ 指定施設の要件欠如に係る報告について定めることとした(第14条関係)。

ク 博物館の登録に関する規則に定めるもののほか、この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとした(第17条関係)。

(2) その他の規則の一部改正

次の規則について、所要の規定の整備を行うこととした。

ア 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める教育委員会規則

イ 北海道立北方民族博物館利用規則

ウ 北海道立文学館利用規則

エ 北海道立釧路芸術館利用規則

オ 北海道立埋蔵文化財センター利用規則

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則関係)。

◆北海道教育委員会傍聴規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第8号)

1 趣旨

北海道教育委員会の会議の傍聴方法の追加その他所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道教育委員会の会議を傍聴できる者として、傍聴券の交付を受けた者を追加するとともに、傍聴券の交付手続を定めることとした(第2条、第4条、別記第2号様式及び別

記第4号様式関係)。

- (2) 傍聴申請書に、郵送以外の方法による傍聴者証の受取を希望する場合の希望送付先の記載欄を設けることとした(別記第3号様式関係)。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- (4) 他の教育委員会規則の規定の整備を行うこととした(附則第2項関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則第1項関係)。

◆個人情報保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則(教育委員会規則第9号)

1 趣旨

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の一部が改正され、地方公共団体の機関に法の規定が適用されることとなったことに伴い、法の施行に必要な事項を定めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 保有個人情報を利用する所属は、保有個人情報の漏えい等の事態が生じたときは、当該漏えい等の事態に関する事項を教育長に報告しなければならないこととした(第2条関係)。
- (2) 個人情報ファイル簿の様式及び備え置く場所を定めることとした(第3条関係)。
- (3) 個人情報取扱事務登録簿の様式、実施機関が定める記載事項及び備え置く場所を定めることとした(第4条関係)。
- (4) 保有個人情報開示請求書の様式を定めることとした(第5条関係)。
- (5) 北海道教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならないこととした(第6条関係)。
- (6) 保有個人情報開示決定通知書、保有個人情報一部開示決定通知書、保有個人情報の開示の実施方法等申出書及び保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書の様式を定めることとした(第7条関係)。
- (7) 保有個人情報の開示決定等期間延長通知書及び保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書の様式を定めることとした(第8条及び第9条関係)。
- (8) 保有個人情報の開示請求事案移送通知書の様式を定めることとした(第10条関係)。
- (9) 保有個人情報の開示請求に関する意見照会書及び反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書の様式を定めることとした(第11条関係)。
- (10) 教育長は、開示を実施する場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求められることができることとした(第12条関係)。
- (11) 電磁的記録の開示の方法を定めることとした(第13条関係)。
- (12) 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に取り扱いとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならないこと及び教育長は、これに違反した者に対しては、地方公共団体等行政文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができることとした(第14条関係)。
- (13) 教育委員会は、開示請求者が開示保有個人情報を保管している事務所の所在地(以下「開示保有個人情報の所在地」という。)において開示保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しを開示保有個人情報の所在地以外の地に送付することにより開示保有個人情報の開示をすることができるときは、開示保有個人情報の所在地以外の地の教育委員会が指定する場所で、当該地方公共団体等行政文書の写しにより開示保有個人情報の開示をすることができることとした(第15条関係)。
- (14) 地方公共団体等行政文書の写しの交付部数は、開示の請求があった保有個人情報に係る地方公共団体等行政文書1件につき1部とすることとした(第16条関係)。
- (15) 写しの交付に要する費用は、前納しなければならないこととした(第17条関係)。
- (16) 所管機関において特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額を免除する者を定めること並びに免除を受けようとする者が提出する様式及び当該提出をした者に対する通知書の様式を定めることとした(第18条関係)。
- (17) 地方公共団体等行政文書の写しの送付に要する費用の納付方法は、現金で納付する方法その他の教育長が定める方法とすることとした(第19条関係)。

- (18) 保有個人情報訂正請求書、保有個人情報訂正決定通知書及び保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書の様式を定めることとした(第20条及び第21条関係)。
- (19) 保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書及び保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書の様式を定めることとした(第22条及び第23条関係)。
- (20) 保有個人情報の訂正請求事案移送通知書の様式を定めることとした(第24条関係)。
- (21) 保有個人情報訂正実施通知書の様式を定めることとした(第25条関係)。
- (22) 保有個人情報利用停止請求書、保有個人情報利用停止決定通知書及び保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書の様式を定めることとした(第26条及び第27条関係)。
- (23) 保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書及び保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書の様式を定めることとした(第28条及び第29条関係)。
- (24) 審査会諮問通知書の様式を定めることとした(第30条関係)。
- (25) 第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書及び審査請求に係る保有個人情報の開示通知書の様式を定めることとした(第31条関係)。
- (26) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書の様式及び手数料の納付方法を定めることとした(第32条関係)。
- (27) この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定めることとした(第33条関係)。

3 施行期日等

- (1) この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則第1項関係)。
- (2) 北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則(平成6年北海道教育委員会規則第11号)は、廃止することとした(附則第2項関係)。

◆北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第10号)

1 趣旨

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正等に伴い、個人情報保護制度と情報公開制度における手続及び用語の整合性を図る改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 「非開示」を「不開示」に改めることとした(第5条、別記第4号様式、別記第12号様式及び別記第13号様式関係)。
- (2) 公文書の存否を明らかにしない決定をしたとき、北海道情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならないこととした(第5条の2関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則関係)。

教育委員会規則

義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第3号

義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則

義務教育諸学校学級編制基準規則(昭和41年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

単式学級 (第1学年から第3学年までの児童で編制する学級)

を

単式学級 (第1学年から第4学年までの児童で編制する学級)

に改める。

附 則

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月31 日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育委員会規則第 4 号

北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則（平成 4 年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この教育委員会規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年北海道条例第 42号）附則第29項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、この規則による改正後の北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則第 2 条第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月31 日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育委員会規則第 5 号

指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 4 第 1 項又は第 28条の 5 第 1 項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第 12条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この教育委員会規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年北海道条例第 42号）附則第 8 項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則第 2 条第 1 項の規定を適用する。

北海道立教育研究所管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月31 日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育委員会規則第 6 号

北海道立教育研究所管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立教育研究所管理規則（昭和44年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 条」を「第 7 条」に、「第 9 条－第15条」を「第 8 条－第14条」に、「第16条」を「第15条」に、「第17条」を「第16条」に、「第18条」を「第17条」に、「第19条」を「第18条」に、「第20条」を「第19条」に改める。

第 2 条の表を次のように改める。

職の置かれる組織	職員の職	職務	職を占めるべき職員
----------	------	----	-----------

所	所長	所務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	副所長	所長を助け、所務を整理する。	
	参与	上司の命を受け、特命事項をつかさどる。	
	副参与	上司の命を受け、特命の事務をつかさどる。	
部	部長	上司の命を受け、部の事務をつかさどる。	
	担当部長	上司の命を受け、部の主管に属する特定の事務をつかさどる。	
	副参与	上司の命を受け、特命の事務をつかさどる。	
	研究主幹	上司の命を受け、部の事務を整理する。	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任研究 研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理する。	
	研究研修 主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。	
部 課	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任研究 研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理する。	
	研究研修 主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。	
	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

備考 研究主幹、主査、主任研究研修主事及び研究研修主事は、特別の必要があるときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第4項後段の規定による指導主事をもって兼ねさせるものとする。

第3条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 人材育成部
- (3) 教育課題研究部

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 学力向上調査部

第4条を削る。

第5条第2項第8号中「及び附属施設」を削り、同条を第4条とする。

第6条から第8条までを次のように改める。

(人材育成部)

第5条 人材育成部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究所が実施する教育関係職員の研修全般の総合調整に関すること。
- (2) 教育関係職員の人材育成に係る研究の企画・推進に関すること。
- (3) 人材育成に係る教育関係職員の研修の実施に関すること。
- (4) 教育関係職員の人材育成に関する研究機関及び研修機関並びに大学との連携に関すること。
- (5) 教育相談業務に関すること。

(教育課題研究部)

第6条 教育課題研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究所が実施する教育研究全般の総合調整及びその成果の普及・発信に関すること。

- (2) 教育課題に係る研究の企画・推進に関する事。
- (3) 教育課題に係る教育関係職員の研修の実施に関する事。
- (4) 教育課題に関する研究機関及び研修機関並びに大学との連携に関する事。
- (5) 教育研究に係る相談に関する事。
- (6) 教育に関する情報及び資料の収集並びにその保存に関する事。
- (7) 教育史の企画立案に関する事。
- (8) 情報教育、産業教育及び理科教育の振興を図るために必要な業務に関する事。

(学力向上調査部)

第7条 学力向上調査部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学力向上に関する調査の集計及び分析に関する事。
- (2) 各教科の指導力向上及び学力向上に関する研究の企画・推進に関する事。
- (3) 各教科の指導力向上に係る教育関係職員の研修の実施に関する事。
- (4) 各教科の指導力向上及び学力向上に関する研究機関及び研修機関並びに大学との連携に関する事。
- (5) 公立高等学校の入学者の選抜に係る学力調査の調査研究に関する事。

第9条を第8条とし、第10条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

第17条第1項第3号及び第4号を削り、同条を第16条とする。

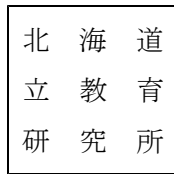
第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

別表中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同表中北海道立教育研究所附属情報処理教育センター長の印の項及び北海道立教育研究所附属理科教育センター長の印の項を削る。

別記様式を次のとおり改める。

別記様式(第16条関係)

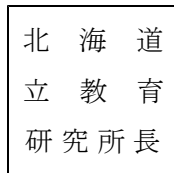
1 北海道立教育研究所の印



備考

- 1 刻字は、篆書とする。
- 2 大きさは、45mm平方及び30mm平方の2種とする。

2 北海道立教育研究所長の印



備考

- 1 刻字は、篆書とする。
- 2 大きさは、20mm平方とする。

附 則

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

博物館法の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則をここに公布する。
令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第7号

博物館法の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則
(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第1条 博物館の登録に関する規則(昭和27年北海道教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名中「登録」の次に「等」を加える。

第1条中「第16条」を「及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。)」に、「より、北海道」を「基づく北海道」に改め、「登録」の次に「及び博物館に相当する施設(以下「指定施設」という。)の指定」を加える。

第2条中「第10条」を「第11条」に改め、「規定による」を削り、「北海道教育委員会」を「北海道教育委員会」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法第12条第2項の規定により前項の登録申請書に添付すべき当該博物館に係る同条第2項第2号の書類は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 地方公共団体 博物館の設置条例の写し

(2) 地方独立行政法人 当該地方独立行政法人の登記事項証明書

(3) 地方公共団体及び地方独立法人以外の法人 次に掲げる書類

ア 当該法人の登記事項証明書

イ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等

ウ 当該法人において、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続を受けていないことを宣誓する書類

エ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

オ 当該法人において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的な活動を行う団体に該当せず、及び関係を有しないことを宣誓する書類

3 法第12条第2項の規定により第1項の登録申請書に添付すべき当該博物館に係る同条第2項第2号及び第3号の書類は、前項各号に定める書類のほか、次に掲げる書類とする。

(1) 博物館の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類

(2) 博物館資料の収集及び管理の方針を記載した書類

(3) 自然科学又は人文科学ごとに分類した博物館資料の目録

(4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類

(5) 博物館の事業に関する収支計画を示す書類

(6) 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類

(7) 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類

(8) 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類

(9) 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面

(10) 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類

(11) 博物館の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類

(12) 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類

(13) 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

(14) その他教育長が必要と認める書類

第8条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(教育長への委任)

第17条 この教育委員会規則に定めるもののほか、この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第 7 条第 1 号中「第10条」を「第11条」に改め、同条第 2 号中「第13条第 2 項」を「第15条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第14条第 1 項」を「第19条第 1 項」に改め、同条第 4 号中「第15条第 2 項」を「第20条第 2 項」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(5) 法第31条第 1 項の規定による指定をしたとき。

(6) 法第31条第 2 項の規定による指定の取消しをしたとき。

第 7 条を第15条とし、第 6 条を第 9 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

(指定申請書の添付書類)

第10条 法第31条第 1 項の指定に係る指定申請書（施行規則別記第 9 号様式）に添付すべき施行規則第23条第 2 項第 2 号の書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 施設の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類

(2) 資料の収集及び管理の方針を記載した書類

(3) 自然科学又は人文科学ごとに分類した資料の目録

(4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類

(5) 施設の事業に関する収支計画を示す書類

(6) 施設長及び学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類

(7) 組織図等の施設運営を行う組織の態様を示す書類

(8) 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類

(9) 施設の事業に用いる建物及び土地の図面

(10) 施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類

(11) 施設の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類

(12) 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類

(13) 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

(14) その他教育長が必要と認める書類

(指定施設の体制に関する基準)

第11条 施行規則第24条第 1 項第 2 号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。

(2) 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。

(3) 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

(4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。

(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

(6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

(7) 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(指定施設の職員に関する基準)

第12条 施行規則第24条第 1 項第 3 号に規定する職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 前条第 1 号の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長等が置かれていること。

(2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。

(3) 前条第 1 号の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(指定施設及び設備に関する基準)

第13条 施行規則第24条第 1 項第 4 号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行う

ことができる施設及び設備が整備されていること。

- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
 - (3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
 - (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。
- (指定要件の欠如)

第14条 施行規則第25条の規定による報告は、指定要件を備えなくなった日から20日以内に、別記第5号様式により教育委員会に届け出なければならない。

第5条中「第11条第1項各号」を「第12条第1項第1号又は第2号」に、「があったとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があったときは、直ちに」を「をするとき、あらかじめ」に改め、同条を第8条とする。

第4条を次のように改める。

(登録原簿)

第7条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、別記第2号様式のとおりとする。

第3条の見出し中「要件」を削り、同条第1項中「第12条」を「第13条」に改め、「要件」を削り、「審査の可否」を「審査結果」に改め、同条第2項中「当たって必要があると認めるときは、学識経験者又は専門機関」を「当たっては、学識経験者」に改め、同条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

(博物館の体制に関する基準)

第3条 法第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号、第5条第1号、第11条第1号及び第4号並びに第13条第1号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
- (2) 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- (3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- (4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準)

第4条 法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- (2) 学芸員が置かれていること。
- (3) 前条第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第5条 法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

-
- (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。
- 別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

博物館登録申請書

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

設置者名

博物館法第12条の規定により、必要書類を添付し、次のとおり登録を申請します。

設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第2号様式中「(第4条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

別記第3号様式中「(第5条関係)」を「(第8条関係)」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

別記第4号様式中「(第6条関係)」を「(第9条関係)」に、「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、同様式中備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式(第14条関係)

指定要件欠如報告書

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

設置者名

博物館法施行規則第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の名称	
設置者の住所	
指定施設の名称	
指定施設の所在地	
指定年月日	
指定要件を 備えなくなった 年 月 日	
備えなくなった 指定要件	
指定要件を備え なくなった理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

(北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める教育委員会規則の一部改正)

第2条 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める教育委員会規則(平成18年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第5の項(15)」を「別表第5の項(21)」に、「博物館の登録に関する規則」を「博物館の登録等に関する規則」に改め、同条第1号中「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「登録要件の審査の可否」を「登録の審査結果」に改め、同条第2号中「第7条」を「第15条」に改める。

(北海道立北方民族博物館利用規則の一部改正)

第3条 北海道立北方民族博物館利用規則(平成2年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

(北海道立文学館利用規則の一部改正)

第4条 北海道立文学館利用規則(平成6年北海道教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

(北海道立釧路芸術館利用規則の一部改正)

第5条 北海道立釧路芸術館利用規則(平成10年北海道教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

(北海道立埋蔵文化財センター利用規則の一部改正)

第6条 北海道立埋蔵文化財センター利用規則(平成11年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道教育委員会傍聴規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第8号

北海道教育委員会傍聴規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育委員会傍聴規則(平成2年北海道教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条を第10条とし、第3条から第6条までを3条ずつ繰り下げ、第4条及び第5条として次の2条を加える。

(傍聴券の交付)

第4条 教育長は、傍聴者証の交付を受けた者が15人に満たない場合、その満たない人数に限り、傍聴券を交付する。

2 前条第3項の規定により傍聴者証の交付を受けた者以外で会議を傍聴しようとする者は、会議当日、開会の30分前から10分前までの間に、係員が提示する別記第4号様式による傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、傍聴券の交付は、傍聴者名簿の記載順とする。

(傍聴人の入場)

第5条 傍聴者証等の交付を受けた者は、会議当日、開会の30分前から10分前までの間に当該傍聴者証等を係員に示し、その指示に従い指定の席に着かなければならない。

第2条の見出しを「(傍聴者証の交付)」に改め、同条第1項中「北海道教育委員会の会議(以下「会議」という。)を傍聴し」を「傍聴者証の交付を受け」に改め、「あらかじめ」を削り、「別記第1号様式」を「別記第3号様式」に、「北海道教育庁総務政策局総務課に到着するよう」を「到着するよう、北海道教育庁総務政策局総務課に」に、「別記第2号様式による傍聴者証の交付を受け」を「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)によりあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信し」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 教育長は、傍聴申請書による申請者(以下「申請者」という。)を対象に15人に限り傍

聴者証を交付する。ただし、申請者が15人を超える場合、傍聴者証の交付は、抽選によるものとする。

第2条第4項及び第5項を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(傍聴の手続)

第2条 北海道教育委員会の会議(以下「会議」という。)を傍聴しようとする者は、あらかじめ、別記第1号様式による傍聴者証又は別記第2号様式による傍聴券(以下「傍聴者証等」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、報道関係者、道職員等で教育長が特に必要があると認める者は、傍聴者証等の交付を受けずに傍聴することができる。

別記第1号様式を削り、別記第2号様式を別記第1号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。

別記第2号様式(第2条関係)

第 号

傍 聴 券

令和 年 月 日(当日限り有効)

北海道教育委員会教育長

・係員の指示に従って傍聴してください。

別記第3号様式(第3条関係)

傍 聴 申 請 書

令和 年 月 日開催の北海道教育委員会の会議を傍聴したい
ので申請します。

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

<申請者>

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	

<郵送以外の方法で傍聴者証の受取を希望する場合は、傍聴者証の希望送付先(電子メールアドレス等)を以下に記入してください。>

電子メールアドレス等	
------------	--

備 考

電子メールアドレスは、添付ファイルを受信できるものを記入すること。

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)

傍 聴 者 名 簿

(令和 年 月 日)

傍聴券 番 号	住 所	氏 名	事務局 記入欄

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。
(北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部改正)
- 2 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則(平成20年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
別表第2北海道教育委員会傍聴規則(平成2年北海道教育委員会規則第13号)の項中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改める。

個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第9号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行(北海道教育委員会(以下「教育委員会」という。)が保有する個人情報の保護等に係るものに限る。)については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年北海道条例第33号。以下「条例」という。)及び個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年北海道規則第26号。以下「道規則」という。)に定めるもののほか、この教育委員会規則の定めるところによる。

(漏えい等の事態の報告)

第2条 保有個人情報を利用する本庁(北海道教育庁組織規則(昭和46年北海道教育委員会規則第11号)第2章に規定する本庁をいう。)の課(課に相当する組織を含む。)並びに出先機関(北海道教育庁組織規則第3章に規定する出先機関をいう。)及び所管機関(道立学校その他の教育委員会の所管に属する教育機関をいう。以下同じ。)は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態(以下この条において「漏えい等の事態」という。)が生じたときは、速やかに、当該漏えい等の事態に関する次に掲げる事項を教育長に報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報の項目
- (3) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報に係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害の有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿(次項及び第3項において「個人情報ファイル簿」という。)は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 個人情報ファイル簿は、総務政策局総務課等に備え置くものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、個人情報ファイル簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、教育長が定める。

(個人情報取扱事務登録簿)

第4条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿(第3項及び第4項において「登録簿」という。)は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 条例第3条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 個人情報の経常的な提供先
 - (2) 個人情報の処理形態
 - (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無
 - 3 登録簿は、総務政策局総務課等に備え置くものとする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、教育長が定める。
-

(保有個人情報開示請求書)

第5条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第3号様式の保有個人情報開示請求書によるものとする。

(北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告)

第6条 教育委員会は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会(第30条において「審査会」という。)に報告しなければならない。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 別記第4号様式の保有個人情報開示決定通知書

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 別記第5号様式の保有個人情報一部開示決定通知書

2 政令第26条第1項の書面は、別記第6号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

3 法第82条第2項の書面は、別記第7号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間延長通知書)

第8条 条例第4条第2項の書面は、別記第8号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書)

第9条 条例第5条の書面は、別記第9号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示請求事案移送通知書)

第10条 法第85条第1項の書面は、別記第10号様式の保有個人情報の開示請求事案移送通知書によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第11条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、別記第11号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 法第86条第3項の書面は、別記第12号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。

(開示の実施に係る本人確認)

第12条 教育長は、開示の実施をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。以下この条において同じ。)を確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求めることができる。

(電磁的記録の開示の方法)

第13条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複製したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複製したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号又は次号に該当するものを除く。) 当該電磁的記録を教育委員会が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。同号及び次条第1項において同じ。)を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) 電磁的記録(教育委員会が保有するプログラムを使用して再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複製したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。) 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複製したものの交付

(自己に関する保有個人情報の閲覧等)

第14条 法第87条第1項の規定により、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書(電磁的記録を教育委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む

む。以下この条において同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に取り扱いとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

- 2 教育長は、前項の規定に違反した者に対しては、地方公共団体等行政文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(保有個人情報の所在地以外の地での開示の実施)

第15条 教育委員会は、開示請求者の住所が開示保有個人情報(開示請求に係る保有個人情報のうちその全部又は一部を開示する旨の決定がされた保有個人情報をいう。以下この条において同じ。)を保管している事務所の所在地(以下この条において「開示保有個人情報の所在地」という。)から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示保有個人情報の所在地において開示保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し(電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下この条から第19条までにおいて同じ。)を開示保有個人情報の所在地以外の地に送付することにより開示保有個人情報の開示をすることができるときは、開示保有個人情報の所在地以外の地の教育委員会が指定する場所で、当該地方公共団体等行政文書の写しにより開示保有個人情報の開示をすることができる。

(写しの交付等)

第16条 地方公共団体等行政文書の写しの交付部数は、開示の請求があった保有個人情報に係る地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

- 2 地方公共団体等行政文書の写しの作成方法は、教育長が定める。

(写しの交付に要する費用の納付)

第17条 条例第6条第2項の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除)

第18条 次に掲げる者については、条例第6条第2項ただし書の規定により、所管機関において特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額(当該写しの送付に要する費用の額を除く。)を免除する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号の扶助を受けている者

(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

- 2 条例第6条第2項ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第13号様式の写しの交付費用免除申請書を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとするときは当該扶助を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとするときは当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

- 3 前項の規定による提出があった場合における当該提出をした者に対する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 写しの交付に要する費用の額を免除する旨の決定をしたとき 別記第14号様式の写しの交付費用免除決定通知書

(2) 写しの交付に要する費用の額を免除しない旨の決定をしたとき 別記第15号様式の写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第19条 道規則第20条の実施機関が定める方法は、現金で納付する方法その他の教育長が定める方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第20条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第16号様式の保有個人情報訂正請求書によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第21条 法第93条第1項の書面は、別記第17号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるものとする。

- 2 法第93条第2項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書)

第22条 法第94条第2項の書面は、別記第19号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書)

第23条 法第95条の書面は、別記第20号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正請求事案移送通知書)

第24条 法第96条第1項の書面は、別記第21号様式の保有個人情報の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第25条 法第97条の書面は、別記第22号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第26条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第27条 法第101条第1項の書面は、別記第24号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、別記第25号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書)

第28条 法第102条第2項の書面は、別記第26号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書)

第29条 法第103条の書面は、別記第27号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第30条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、別記第28号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

(第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等)

第31条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第107条第1項第1号の裁決をしたとき 別記第29号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(2) 法第107条第1項第2号の裁決をしたとき 別記第30号様式の審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込み)

第32条 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みは、別記第31号様式の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書により行うものとする。

2 条例第7条第3項の手数料は、前項の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書に北海道収入証紙を貼って納付しなければならない。

(委任)

第33条 この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

(北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の廃止)

2 北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則(平成6年北海道教育委員会規則第11号)は、廃止する。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

(日本産業規格 A 4)

別記第2号様式(第4条関係)

個人情報取扱事務登録簿

登録番号		機関名		局課名		
登録年月日	年	月	日	事務の開始年月日	年 月 日	
事務の名称						
事務の目的						
事務を所管する組織の名称						
個人情報の対象者の範囲						
個人情報の項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/>	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等結果 <input type="checkbox"/> 指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 <input type="checkbox"/>	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/>
	個人識別符号	<input type="checkbox"/> 身体の特徴を電算化した符号() <input type="checkbox"/> 旅券番号 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号 <input type="checkbox"/> 運転免許証番号 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等 <input type="checkbox"/>	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/>
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> その他					
個人情報の経常的な提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> その他					
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む。 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない(手書き処理)。					
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
備考						

(日本産業規格A4)

別記第3号様式(第5条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

北海道教育委員会 様

郵便番号
住所又は居所
氏名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

- 2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。記載がない場合は開示決定後に保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出していただきます。)

(1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

(1) 行政情報センター等における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() <実施の希望日> 年 月 日 (2) 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

(1) 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載があるもの) <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(日本産業規格A4)

別記第4号様式(第7条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

--

2 開示する保有個人情報の利用目的

--

3 開示の実施の方法等(同封の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等
(2) 行政情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで (土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。) 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

連絡先 課
電話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第 5 号様式 (第 7 条関係)

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 82 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

--

2 開示しないこととした部分とその理由

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をお読みください。)

<p>(1) 開示の実施の方法等</p> <p>(2) 行政情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで (土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。) 時間： 場所：</p> <p>(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用</p>
--

教 示

- 1 この決定 (以下「処分」という。) に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、北海道教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日 (1 による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。) を被告として、札幌地方裁判所 (又は 地方裁判所) に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第6号様式(第7条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

北海道教育委員会 様

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書(又は保有個人情報一部開示決定通知書)の文書番号及び日付

文書番号:

日 付:

- 2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	ア 全部 イ 一部 ()
	(3) その他 ()	ア 全部 イ 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

注 「保有個人情報開示請求書」に記載した事項を変更しないときは、提出不要です。

(日本産業規格A4)

別記第7号様式(第7条関係)

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

教 示

- この決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第8号様式(第8条関係)

保有個人情報の開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間等	日(開示決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

連絡先 課
電話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第9号様式(第9条関係)

保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等の期限の特例規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第10号様式 (第10条関係)

保有個人情報の開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名 : 担当者名 : 所在地 : 電話番号 :
備考	

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第11号様式(第11条関係)

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項(第2項)の規定により、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
(法第86条第2項の場合) 第1号又は第2号の適用の区分及び理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	課等名： 所在地：
意見書の提出期限	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

北海道教育委員会 様

郵便番号

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

電話番号(担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的な理由

(日本産業規格 A 4)

別記第12号様式(第11条関係)

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

- この決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第13号様式(第18条関係)

写しの交付費用免除申請書

年 月 日

北海道教育委員会 様

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則第18条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除を申請します。

記

1 開示を請求する特定個人情報

2 免除を求める理由

- (1) 生活保護法第11条第1項第 号の扶助を受けており、費用を納付する資力が
がないため。
- (2) その他

注1 (1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

2 (1)に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を提示してください。

3 (2)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を提示してください。

(日本産業規格A4)

別記第14号様式(第18条関係)

写しの交付費用免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除申請について、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則第18条第1項の規定により、次のとおり免除することとしたので、通知します。

記

対象となる特定個人情報の名称

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第15号様式(第18条関係)

写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除申請については、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書に規定する経済的困難その他特別の理由があると認めませんので、通知します。

記

- 1 対象となる特定個人情報の名称
- 2 免除が認められない理由等

教 示

- 1 この決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第16号様式(第20条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

北海道教育委員会 様

郵便番号
住所又は居所
氏名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正を請求する保有個人情報

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書(又は保有個人情報一部開示決定通知書)の文書番号及び日付 文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

(1) 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載があるもの) <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(日本産業規格A4)

別記第17号様式(第21条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

教 示

- この決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第18号様式(第21条関係)

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

教 示

- この決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第19号様式(第22条関係)

保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日(訂正決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第20号様式(第23条関係)

保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定等の期限の特例規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第21号様式(第24条関係)

保有個人情報の訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第22号様式(第25条関係)

保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等、保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第23号様式 (第26条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道教育委員会 様

郵便番号
住所又は居所
氏名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止を請求する保有個人情報

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書(又は保有個人情報一部開示決定通知書)の文書番号及び日付 文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号に該当(<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号に該当(提供の停止) (理由)

2 本人確認等

(1) 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載があるもの) <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(日本産業規格 A 4)

別記第24号様式(第27条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)

教 示

- この決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第25号様式(第27条関係)

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

教 示

- この決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第26号様式 (第28条関係)

保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間等	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第27号様式(第29条関係)

保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の特例規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第28号様式(第30条関係)

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 図

年 月 日付けの北海道教育委員会に対する審査請求について、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

連絡先 課
電話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第29号様式(第31条関係)

第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報(開示決定した保有個人情報のうち、審査請求人が開示しないことを求めた情報)	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決(却下し、又は棄却する裁決)の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 課
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第30号様式(第31条関係)

審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道教育委員会 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、 年 月 日付け第 号で一部開示(開示をしない旨の)決定をしましたが、当該処分に係る審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報(開示をしないこととした保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報)のうち、 に関する情報	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決(原処分を変更する裁決)の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 課
電話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第31号様式(第32条関係)

(第1面)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

北海道教育委員会 様

郵便番号

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先(電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。)

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報の保護に関する法律第115条(第118条第2項において準用する同法第115条)の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。

(日本産業規格A4)

(第2面)

北海道収入証紙貼付欄

北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第10号

北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則(平成10年北海道教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第5条第2号中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告)

第5条の2 教育委員会は、条例第16条第1項の規定により公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは、速やかにその旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に改める。

別記第4号様式中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に、「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、

「1 この非開示決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分が」を「
教 示

1 この不開示決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分が」に改める。

別記第5号様式中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に、

「1 この一部開示決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分」を「
教 示

1 この一部開示決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分」に改める。

別記第6号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この公文書の存否を明らかにしない決定(以下「処分」という。)に不服があ」を「
教 示

1 この公文書の存否を明らかにしない決定(以下「処分」という。)に不服があ」に改める。

別記第7号様式中「開示請求」を「付けで開示請求」に、

「1 この不存在通知(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分が」を「
教 示

1 この不存在通知(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分が」に改める。

別記第8号様式その1及び別記第8号様式その2中「開示請求の」を「付けで開示請求の」に改める。

別記第9号様式中「日に」を「日付けで」に改める。

別記第10号様式中

「1 この開示決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があ」を「
教 示

1 この開示決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があ」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「非開示」を「不開示」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般
所 管 機 関

(道立学校を除く。)

北海道教育庁職員服務規程及び研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育庁職員服務規程及び研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程の一部を改正する教育長訓令

(北海道教育庁職員服務規程の一部改正)

第1条 北海道教育庁職員服務規程(昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条の3中「(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年北海道条例第14号)附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

(研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程の一部改正)

第2条 研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程(平成13年北海道教育委員会教育長訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

- 1 この教育長訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年北海道条例第42号)附則第29項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、この訓令による改正後の北海道教育庁職員服務規程第4条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般

教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁文書管理規程(平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「第29条—第30条」を「第29条・第30条」に、「第35条—第36条」を「第35条・第36条」に改める。

第2条第6号中「北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

第13条中「第10条第4項」を「第10条」に改める。

附 則

この教育長訓令は、令和5年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第3号

庁 中 一 般

所 管 機 関

(道立学校を除く。)

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

所管機関文書管理規程(平成17年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)第2条第1号」

を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

附 則

この教育長訓令は、令和5年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第4号

庁 中 一 般
道 立 学 校

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校文書管理規程(平成22年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

別表第1南幌の項及び伊達緑丘の項を削る。

別表第3白糠養護の項を削る。

附 則

この教育長訓令は、令和5年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第5号

庁 中 一 般
直 轄 機 関
直 轄 学 校

居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令

居住施設管理規程(昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この教育長訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第19号

口頭による開示請求を行うことができる個人情報(平成6年北海道教育委員会告示第77号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会告示第20号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和5年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏 名	米 森 一 雄	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭2種免許状	昭60小2普第559号	昭和61年3月31日	埼玉県教育委員会
中学校教諭1種免許状	昭60中1普第1522号		

(音 楽)			
高等学校教諭1種免許状 (音 楽)	昭60高2普第1941号		
失 効 年 月 日	令和5年3月16日		
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号才)該当		

